

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条第一項第三号の規定に基づき、五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定める。

なお、平成三十年総務省告示第二百二十三号（電波法施行規則第十八条第一項第三号の規定に基づく五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域）は廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

一 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の開設区域は、次のとおりとする。

- 1 北海道総合通信局の管轄区域にあつては、北海道（札幌市及び河西郡更別村に限る。）の区域
- 2 東北総合通信局の管轄区域にあつては、青森県（青森市及び弘前市に限る。）、岩手県（盛岡市及び釜石市に限る。）、宮城県（仙台市、宮城郡利府町及び柴田郡村田町に限る。）、秋田県秋田市、山形県尾花沢市及び福島県（福島市及び二本松市に限る。）の各区域

- 3 関東総合通信局の管轄区域にあつては、茨城県（下妻市及び鹿嶋市に限る。）、栃木県芳賀郡茂木町、埼玉県（さいたま市、朝霞市、川越市、熊谷市及び所沢市に限る。）、千葉県（千葉市、浦安市、柏市、船橋市及び長生郡一宮町に限る。）、東京都（新宿区、江戸川区、大田区、江東区、品川区、渋谷区、墨田区、世田谷区、台東区、千代田区、練馬区、港区、稲城市、多摩市、調布市及び府中市に限る。）、神奈川県（横浜市、川崎市及び藤沢市に限る。）及び山梨県（甲府市及び富士吉田市に限る。）の各区域
- 4 信越総合通信局の管轄区域にあつては、新潟県新潟市の区域
- 5 東海総合通信局の管轄区域にあつては、次に掲げる区域
- (一) 静岡県（静岡市、伊豆市、磐田市、袋井市及び駿東郡小山町に限る。）の区域
 - (二) 愛知県（豊明市及び豊田市に限る。）及び三重県鈴鹿市稲生町の各区域（空中線の指向方向が中部国際空港の方向以外の場合又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワット以下の送信設備の場合に限る。）
- 6 近畿総合通信局の管轄区域にあつては、京都府京都市、大阪府（大阪市東住吉区、岸和田市及び東大阪市松原南に限る。）及び兵庫県神戸市兵庫区の各区域（空中線の指向方向が大阪国際空港の方向以外の場合又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワット以下の送信設備の場合に限る。）

- 7 中国総合通信局の管轄区域にあつては、岡山県美作市及び広島県広島市の各区域
- 8 四国総合通信局の管轄区域にあつては、徳島県徳島市の区域
- 9 九州総合通信局の管轄区域にあつては、次に掲げる区域

(一) 佐賀県鳥栖市、長崎県佐世保市、熊本県熊本市及び大分県（大分市及び日田市に限る。）の各区域

(二) 福岡県北九州市の区域（空中線の指向方向が福岡空港の方向以外の場合又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワット以下の送信設備の場合に限る。）

二 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する五・二GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局の開設区域は、次のとおりとする。

- 1 北海道総合通信局の管轄区域にあつては、北海道（札幌市（中央区、北区及び東区に限る。）、函館市、小樽市、釧路市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市、美唄市、江別市、赤平市、名寄市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、石狩郡当別町、石狩郡新篠津村、亀田郡七飯町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二世海郡八雲町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、檜山郡厚沢部町、爾志郡乙部町、虻田郡京極町、余市郡仁木町、余市郡余市町、余市郡赤井川村、空知郡南幌町、空知郡奈井江町、空知郡上砂川町、夕張郡由仁町、夕張郡長沼町、夕張郡栗山町、樺戸郡月形町、樺戸郡浦臼町、樺戸郡新十津川町、雨竜郡雨竜町、中

川郡美深町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡枝幸町、紋別郡雄武町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、勇払郡むかわ町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、川上郡標茶町、阿寒郡鶴居村及び白糠郡白糠町を除く。)の区域並びにその上空

- 2 東北総合通信局の管轄区域にあつては、青森県(三戸郡田子町を除く。)、岩手県(盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、一戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、胆沢郡金ヶ崎町、気仙郡住田町、九戸郡九戸村及び二戸郡一戸町を除く。)、宮城県(仙台市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡美里町及び牡鹿郡女川町を除く。)、秋田県(秋田市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田郡上小阿仁村、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町及び南秋田郡大潟村を除く。)、山形県(山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上

町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町及び東田川郡庄内町を除く。) 及び福島県(福島市、喜多方市、伊達市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、耶麻郡北塩原村及び耶麻郡猪苗代町を除く。) の各区域並びにその上空

- 3 関東総合通信局の管轄区域にあつては、茨城県(日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、猿島郡境町及び北相馬郡利根町を除く。)、栃木県(日光市を除く。)、群馬県(桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、みどり市、北群馬郡吉岡町、利根郡川場村及び利根郡昭和村を除く。)、埼玉県(さいたま市(見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区及び岩槻区に限る。)、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町及び北葛飾郡松伏町を除く。)、千葉県(千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井

市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡白子町及び長生郡長柄町を除く。）、東京都（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市及び西東京市を除く。）、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町及び愛甲郡愛川町を除く。）及び山梨県（富士吉田市、都留市、大月市、北杜市、笛吹市、甲州市、南都留郡西桂町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村及び南都留郡富士河口湖町を除く。）の各区域並びにその上空

- 4 信越総合通信局の管轄区域にあつては、新潟県（新潟市（南区、西区及び西蒲区に限る。）、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、胎内市、西蒲原郡弥彦村、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村及び岩船郡関川村を除く。）及び長野県（長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲

市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡南牧村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、下伊那郡松川町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、北安曇郡池田町、埴科郡坂城町及び上水内郡小川村を除く。)の各区域並びにその上空

- 5 北陸総合通信局の管轄区域にあつては、富山県（高岡市、氷見市、砺波市及び小矢部市を除く。）、石川県（金沢市、加賀市、羽咋市、かほく市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町を除く。）及び福井県（福井市、あわら市、坂井市及び吉田郡永平寺町を除く。）の各区域並びにその上空

- 6 東海総合通信局の管轄区域にあつては、岐阜県（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、海津市及び可児郡御嵩町を除く。）、静岡県（浜松市天竜区、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市及び榛原郡吉田町を除く。）、愛知県（名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、知多郡南知多町、知多郡

美浜町、知多郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町及び北設楽郡豊根村を除く。) 及び三重県（津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、三重郡朝日町及び三重郡川越町を除く。）の各区域並びにその上空

- 7 近畿総合通信局の管轄区域にあつては、滋賀県（甲賀市、東近江市、蒲生郡日野町、愛知郡愛荘町及び犬上郡多賀町を除く。）、京都府（京都市（北区、南区、右京区、伏見区及び西京区、福知山市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、相楽郡精華町及び船井郡京丹波町を除く。）、兵庫県（神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市及び川辺郡猪名川町を除く。）、奈良県（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町、吉野郡野迫川村及び吉野郡十津川村を除く。）及び和歌山県（和歌山市、海南市、橋本市、有田市、田辺市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、伊都郡九度山町、伊都郡高野町、有田郡湯浅町、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡印南町、日高郡みなべ町及び日高郡日高川町を除く。）の各区域並びにその上空

- 8 中国総合通信局の管轄区域にあつては、鳥取県（米子市及び境港市を除く。）、島根県（松江市、出雲市、益田市、安来市、雲南市及び鹿足郡吉賀町を除く。）、岡山県（岡山市北区、倉敷市、井原市、総社市、高梁市、新見市、真庭市、小田郡矢掛町、久米郡久米南町、久米郡美咲町及び加賀郡吉備中央町を除く。）、広島県（広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町及び豊田郡大崎上島町を除く。）及び山口県（岩国市を除く。）の各区域並びにその上空
- 9 四国総合通信局の管轄区域にあつては、徳島県（徳島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦郡勝浦町、勝浦郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、名西郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、海部郡美波町、海部郡海陽町及び美馬郡つるぎ町を除く。）、香川県、愛媛県（松山市、今治市、西条市、大洲市、西予市、東温市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡砥部町及び喜多郡内子町を除く。）及び高知県（室戸市、須崎市、香美市、安芸郡東洋町、安芸郡奈半利町、安芸郡田野町、安芸郡北川村、安芸郡馬路村、吾川郡いの町、吾川郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡檮原町、高岡郡日高村、高岡郡津野町及び高岡郡四万十町を除く。）の各区域並びにその上空
- 10 九州総合通信局の管轄区域にあつては、福岡県（北九州市（若松区、小倉南区、八幡東区及び八幡西区に限る。）、福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、

大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡宇美町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、鞍手郡小竹町、鞍手郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、八女郡広川町、田川郡香春町、田川郡添田町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡赤村、田川郡福智町及び京都郡みやこ町を除く。）、佐賀県（佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町及び杵島郡江北町を除く。）、長崎県（五島市を除く。）、熊本県（山鹿市、菊池市、阿蘇郡南小国町及び阿蘇郡小国町を除く。）、大分県（日田市を除く。）、宮崎県（都城市、日南市、小林市、串間市、えびの市、北諸県郡三股町及び西諸県郡高原町を除く。）及び鹿児島県（鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、大島郡大和村及び大島郡龍郷町を除く。）の各区域並びにその上空

11 沖縄総合通信事務所の管轄区域にあつては、沖縄県（那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名

護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡八重瀬町及び八重山郡竹富町を除く。) の区域並びにその上空